

平成 21 年 6 月 10 日

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」  
連絡区分Ⅲに係る連絡（平成 21 年 5 月分）について

本日、北陸電力㈱から、連絡基準に係る覚書連絡区分Ⅲ（保守情報として連絡することが適当なもの）に該当する事象の平成 21 年 5 月分の連絡があった。連絡のあった事象は、以下の 2 件。

1. 格納容器冷却系冷却器凝縮水流量の指示値低下について

志賀 1 号機において、格納容器内の冷却器からの凝縮水（湿分が冷却器に触れて結露するもの）の量を測定している流量計の指示値が徐々に低下していることを確認した。これは凝縮水流路または流量計に不具合が生じたものと推定されている。

→格納容器内冷却器：格納容器内を除湿冷却するために設置された機器

万一、格納容器内で蒸気が漏れた場合には、この流量が増加することから、漏えいの検出にも使用されるが、漏えいの有無は、漏えい水が溜まる溜めますの水位の変化により、直接計測していることから、当該流量計が使用できなくなっても、安全上問題となることはない。

2. 原子炉冷却材浄化ポンプ（B）の部品交換について

志賀 2 号機において、原子炉冷却材浄化ポンプ 2 基の内の 1 基について、ポンプの羽根を収納している部分に摩耗が見られたため、当該部品を新品と交換する。

→原子炉冷却材浄化ポンプ：原子炉水を清浄に保つため、浄化装置に炉水の一部を送り込むためのポンプ。2 基設置されており、1 基でも十分な容量を持つ。

原子力安全対策室では、定期に行っている立入調査により、復旧状況等について確認を行っていく。

連絡区分Ⅲ：原則として翌月 10 日までに連絡するもの

参 考：北陸電力 HP

<http://www.rikuden.co.jp/mreport/index.html>

平成 21 年 6 月 10 日  
原子力安全対策室  
県庁内線 4234  
直 通 076(225)1465